

令和8年2月19日

分任契約担当官  
陸上自衛隊相浦駐屯地  
第363会計隊長 酒井 博未

### 第363会計隊におけるオープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は、随意契約を前提とした見積り依頼であり、有効な見積り書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積り書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

#### 3 件名リスト

一連 番号	件 名	納入（履行） 場所	納期 （履行期限）	見積り依頼書 公表日	見積り書 提出期限	見積り合わせの 日時	防衛省競争 参加資格	備 考
5	感染性医療廃棄物処理料ほか3 件	相浦駐屯地	8.4.1～9.3.31	8.2.19	8.3.4 1000	8.3.4 1000	オープンカウン ター実施要領第 5条による。	落札決定方式 単価
	以下余白							

- 4 仕様書等の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先  
〒858-8555  
長崎県佐世保市大瀬町678番地  
陸上自衛隊相浦駐屯地 第363会計隊契約班（担当：前田）  
TEL 0956-47-2166（内線：2349）  
FAX 0956-34-1177（会計隊直通）  
メールアドレス：363fin\_wafin\_wa@inet.gsdf.mod.go.jp

# 見積依頼書

分任契約担当官  
陸上自衛隊相浦駐屯地  
第363会計隊長 酒井 博未

以下のとおり見積を依頼します。

## 1 見積依頼

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号				
6S6C10P00050	6SRM1CW0001 0001						
品名 または 件名							
感染性医療廃棄物処理料 ほか3件							
部品番号 または 規格							
20L容器							
使用器材名							
予定数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
90.00	EA						
納地または工事場所				引渡場所			
陸上自衛隊 相浦駐屯地				陸上自衛隊相浦駐屯地医務室			
搬入場所				納期または工期			
業務隊衛生科 城ヶ崎1曹 内2331				令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)			

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

## 2 契約条項を示す場所

陸上自衛隊 会計隊事務室

## 3 説明会及び提出の日時場所

説明会日時場所：実施しない。

提出日時場所：令和8年3月4日(水) 10時00分 会計隊 事務室

## 4 決定方式及び契約方式

決定方式：単価 契約方式：随意契約

## 5 注意事項

(1) 市価調査書については、令和8年3月3日(火) 17時00分までに提出すること。

### (2) 問い合わせ先

〒858-8555 長崎県佐世保市大湊町678番地 陸上自衛隊相浦駐屯地  
TEL 0956-47-2166  
FAX(会計隊直通) 0956-34-1177  
メールアドレス 363fin\_wafin\_wa@inet.gsdf.mod.go.jp

オープンカウンターに関する事項：第363会計隊契約班 前田 内線2349  
仕様書に関する事項：搬入場所参照



## 仕 様 書

名称	感染性医療廃棄物処理料 他3件	仕様書番号	衛1号
		作成年月日	令和8年1月29日
		作成部隊	相浦駐屯地業務隊衛生科
		作成者名	1曹 城ヶ崎 真一

### 1 総 則

この仕様書は陸上自衛隊相浦駐屯地業務隊が依頼する感染性医療廃棄物、非感染性医療廃棄物及びレントゲン廃液の処理について適用する。

### 2 役務概要

#### (1) 役務内容

相浦駐屯地医務室から排出される感染性医療廃棄物、非感染性医療廃棄物及びレントゲン廃液等の運搬処分

#### (2) 予定数量

ア 感染性医療廃棄物	20L容器	90個
イ 非感染性医療廃棄物	廃プラスチック類50L容器	60袋
ウ レントゲン廃液（現像液）	20L容器	3個
エ レントゲン廃液（定着液）	20L容器	3個

#### (3) 期 間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

#### (4) 収集場所

相浦駐屯地医務室

#### (5) 実施要領

ア 請負業者は相浦駐屯地医務室から排出される感染性医療廃棄物、非感染性医療廃棄物及びレントゲン廃液の運搬処分を実施する。

イ 廃棄物収集容器等については請負業者の負担とする。

ウ 処分完了後は、直ちにマニフェストE票を相浦駐屯地医務室へ提出する。

### 3 その他

(1) 請負業者は、処分の遂行にあたって、関係法令を遵守すること。

(2) 請負業者は、本契約の履行に際し知り得た情報を第三者に漏洩、利用又は提供してはならない。

(3) この仕様書に疑義が生じた場合は、官側代表者と協議するものとする。



